

(ふりがな) (8) 支援責任者氏名		役職	
(9) 常勤職員数	合計 人		
(10) 監理団体許可番号			

(注意)

- 1 (1) 欄は、登録更新申請を行う場合のみ記載すること。
- 2 (2)、(6) 及び(7) 欄は、申請者が法人である場合に記載すること。
- 3 (3) 欄は、該当する機関の類型について、該当するものにチェックマークを付すこと。
- 4 (4)、(5) 及び(6) 欄は、英語表記を必ず記載すること。
- 5 (7) 欄は、全ての役員について記載すること。なお、記入欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 6 (8) 欄は、支援責任者を複数名を選任している場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。
- 7 (10) 欄は、技能実習制度における監理団体の許可を受けている場合に記載すること。

2 支援業務を行う事務所の概要

(1)	(ふりがな) 名称			
	(英語表記)			
	所在地		〒 - (電話番号 - -)	
	(英語表記)			
	職員数	常勤	計__名(うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	
		非常勤	計__名(うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	
(ふりがな) 支援担当者		役職		
(2)	(ふりがな) 名称			
	(英語表記)			
	所在地		〒 - (電話番号 - -)	
	(英語表記)			
	職員数	常勤	計__名(うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	
		非常勤	計__名(うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	
(ふりがな) 支援担当者		役職		
(3)	(ふりがな) 名称			
	(英語表記)			
	所在地		〒 - (電話番号 - -)	
	(英語表記)			

	職員数	常勤	計__名(うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)		
		非常勤	計__名(うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)		
	(ふりがな) 支援担当者		-----	役職	

(注意) 支援業務を行う事務所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

3 登録支援機関及び役職員の実績等(登録申請時のみ、次の(1)から(4)欄のいずれかを記載すること。)

(1) 過去2年間に中長期在留者(注)の受入れ又は管理を適正に行った実績があること	受入れ・管理人数	受入れ期間中の法令遵守
	名	法令遵守 法令違反・行政指導あり
(2) 過去2年間に報酬を得る目的で業として在留外国人に関する各種の相談業務に従事した経験があること		
(3) 支援責任者及び支援担当者に過去5年間に2年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験があること		
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること		過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無
		是正勧告あり 是正勧告なし

(注意)

- (1)及び(3)欄の「中長期在留者」とは、入管法別表第1の1、2及び5(就労資格に限る)の在留資格を有する者をいう。
- (1)欄の「適正に行った」とは、入管法、技能実習法、労働基準法など出入国又は労働に関する法令の規定に違反したことにより、刑に処せられたこと、行政処分を受けたことのほか、技能実習法上の改善命令又は技能実習法施行前の旧技能実習制度における改善指導(旧上陸基準省令の16号イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けていないことをいう。適正に行っている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」欄にチェックマークを付すこと。
- (2)欄は、業務として、報酬を得て行った在留外国人に関する相談業務の実績について記載すること。
- (3)欄は、支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験について記載すること。
- (4)欄は、支援を適正に実施することができる理由を記載すること。また、過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無について、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」欄に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

4 過去1年間における行方不明者の発生状況(行方不明者数/在籍者総数)

(1) 雇用した特定技能外国人	名 / 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	該当あり 該当なし
(2) 支援を行った1号特定技能外国人	名 / 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	該当あり 該当なし
(3) 実習監理又は雇用した技能実習生	名 / 名	うち責めに帰すべき事由による行方不明	該当あり 該当なし

(注意)

- (1)欄は、雇用した特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- (2)欄は、支援を行った1号特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
- (3)欄は、実習監理を行った又は雇用した技能実習生の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由によらない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

5 相談対応に係る措置状況

(1) 対応可能言語	語	語	語
(2) 対応方法	登録支援機関職員 () 通訳人委託 () その他 ()	登録支援機関職員 () 通訳人委託 () その他 ()	登録支援機関職員 () 通訳人委託 () その他 ()
(3) 対応時間	特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切(1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上)に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切(1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上)に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切(1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上)に対応 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
(4) 緊急時の対応			

(注意)

- 1 (1) 欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。
- 2 (2) 欄は、(1) 欄の言語での対応が可能な者について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、括弧内には、対応可能な者の氏名について記載すること。
- 3 (3) 欄は、該当するものに全てにチェックマークを付すこと。
- 4 (4) 欄は、(3) 欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。

6 情報提供体制等

(1) 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制	事前ガイダンス	
	実施時期	在留資格認定証明書交付申請前までに実施 在留資格変更許可申請前までに実施
	実施回数・実施時間	特定技能外国人1名について3時間程度実施
	実施方法	外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて適切に実施
	生活オリエンテーション	
	実施時期	入国後(在留資格変更許可後)遅滞なく実施
	実施時間	特定技能外国人1名について8時間以上実施
	実施方法	外国人が十分に理解できる言語により適切に実施

特定技能外国人及びその監督者との定期的な面談の実施		
実施時期	3か月に1回以上実施	
実施方法	外国人	外国人が十分に理解できる言語により対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報 生活オリエンテーションで提供する情報を必要に応じて提供
	監督者	対面で実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報
(2)外国人が十分に理解できる言語による相談対応を行う担当者	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
	計 (____) 名	

(注意)

(1)欄は、該当するものに全てにチェックマークを付すこと。

7 支援委託契約を締結している特定技能所属機関等（登録の更新時のみ記載）

(1) 支援委託契約を締結している特定技能所属機関	機関
(2)(1)との契約に基づき支援を行っている1号特定技能外国人	名

(注意)

1 (1)欄は、申請日時点で支援委託契約を締結している特定技能所属機関の数を記載すること。

2 (2)欄は、申請日時点で1号特定技能外国人支援を行っている1号特定技能外国人の数を記載すること。

8 その他特記事項

(注)特記事項には、1欄から7欄までの記載事項以外に特に記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作成責任者 役職・氏名 _____